

# 弁当における食品表示ラベル(例)概要

## <概要>

次の場合について、下表中、○で示した事項等の表示が必要です。

### ※注意事項※

- ・食品の種類や販売形態等により、例以外の表示が必要となる場合があります。
- ・表示の内容については、食品表示法等の関係法令を必ず御確認ください。
- ・確認の上、御不明な点については、管轄の保健所等に御相談ください。

表示事項の一例	弁当を、製造又は加工した 場所で販売する場合 (インスタ加工の場合)	弁当を、製造した又は加工した場所 以外の場所で販売する場合 (インスタ加工以外の場合)
名称	○	○
保存方法	○	○
賞味期限・消費期限	○	○
原材料名		○
原料原産地名		○※1※2
添加物	○	○
内容量等		○※3
栄養成分の量及び熱量		○※4
食品関連事業者名・住所		○
製造者名・製造所所在地	○	○※5
アレルギー	○	○

表示例一覧のうち、 表示例【1】を ご活用ください	表示例一覧のうち、 表示例【2】～【5】をご活用ください
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○弁当の外部から中身が分からない容器に入れられた弁当の場合 ⇒表示例【2】</li> <li>○弁当の外部から原材料が分かるおかずをまとめて表示した場合 ⇒表示例【3】または表示例【4】</li> <li>○栄養成分表示 ⇒表示例【5】</li> </ul>

※1 令和2年現在、経過措置期間中(令和4年4月1日以降、原則表示が必要)

※2 米トレーサビリティ法に基づき重量割合上位1位の原材料の原産地が表示(情報伝達)されている場合、食品表示基準の原料原産地表示の規定は非適用

※3 「一食分」など、内容量を外見上容易に識別できる場合等は省略可

※4 極めて短い期間で原材料(配合割合を含む)が変更されるものや、消費税を納める義務が免除されている事業者又は中小企業基本法に規定する小規模企業者が販売する場合等は省略可

※5 食品関連事業者の氏名又は住所と、製造者氏名又は製造所所在地と同一である場合は省略可

## ※注意※

食品表示は複雑ですので、本ラベルを活用する際は、食品表示法等の関係法令を必ず御確認ください。確認の上、御不明な点については、管轄の保健所等に御相談ください。